

1. 研究課題名：中長期的な地球温暖化防止の国際制度を規律する法原則に関する研究

2. 研究代表者：大塚 直（早稲田大学法学部）



3. 研究実施機関：平成 16～18 年度

4. 研究の趣旨・概要

現在、地球温暖化防止のための国際交渉は、2013 年以降の中長期的な国際制度の構築という新たな段階に移りつつあり、2007 年にまとめられる予定の IPCC 第 4 次評価報告書も、温暖化対策の費用配分、リスクや不確実性への対処の枠組、国際協力のあり方などがその対象となっている。すでに欧米の（一般的な）政策研究者・研究機関を中心に、2013 年以降の中長期的な国際制度の提案が発表されており、今後、このような研究が世界的にますます活発になることが予想される。

本研究では、温暖化防止の国際制度に関連すると考えられる様々な国際法や主要国における原則の適用範囲、原則相互の関係を明らかにし、国際社会が積み上げてきた合意の意味を明らかにすることで、これらの法原則が中長期的な国際制度の設計のうえで果たしうる機能と限界についての検討を行い、中長期的な温暖化防止の国際制度の合意の基礎として、尊重されるべき法原則や内容を明らかにする。それを踏まえ、温室効果ガス削減の枠組と負担配分、適応の枠組と費用の負担配分、京都メカニズム、途上国の参加を促し、実施を支援するしくみ、などのあるべき制度案を提示することを目的とする。このような温暖化の国際制度に関する法律学からの研究は、我が国においても、世界的に見ても、必ずしも多くないため、本研究のような中長期的な温暖化防止の国際制度に関する法政策的研究は、新規的かつ先導的意義を有している。

本研究により得られた成果は、我が国の国際交渉における基礎資料として貢献しうるばかりでなく、国際交渉の場を利用した報告書の公表や発表により、国際交渉への日本からの貢献も可能である。また、中長期的な温暖化防止の国際制度の合意の基礎として、尊重されるべき法原則をふまえたあるべき制度案について提案することにより、環境立国として、地球温暖化防止のための法政策分野においてリーダーシップを発揮することができる。国内においても、健全な制度設計の議論を促すことが可能になるとともに、地球温暖化についての国際交渉の基礎を固め、各国の温暖化対策を促進することに寄与することが期待される。さらに、これらの研究成果は、国際環境法の主要原則と確立しつつある原則の内容と適用範囲を明らかにするものであり、地球温暖化問題のみならず他の地球環境問題に関する有効なインプットとなりうる。

5. 研究項目及び実施体制

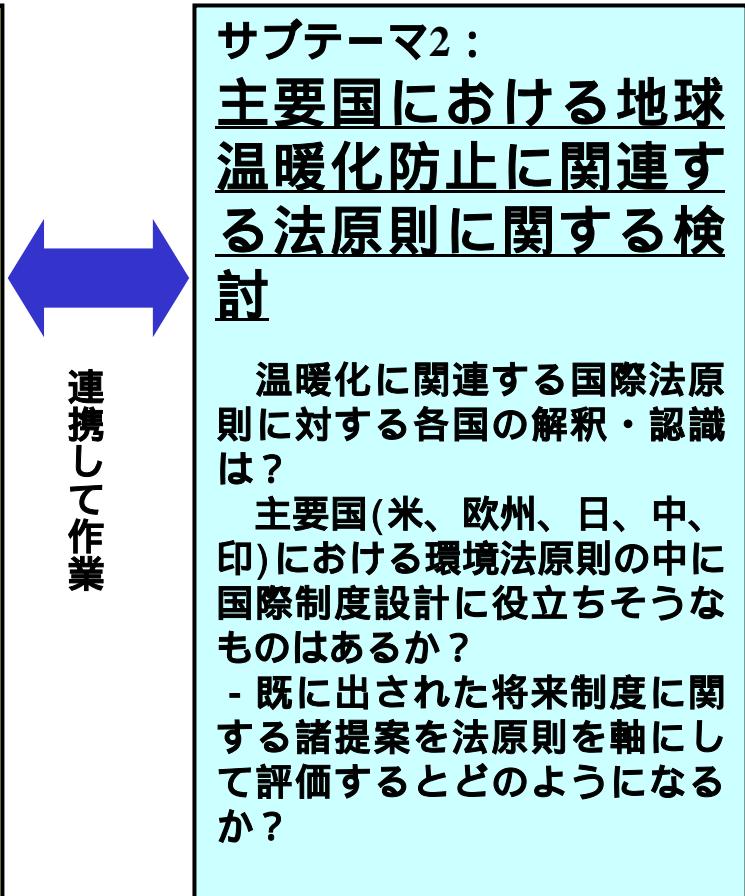
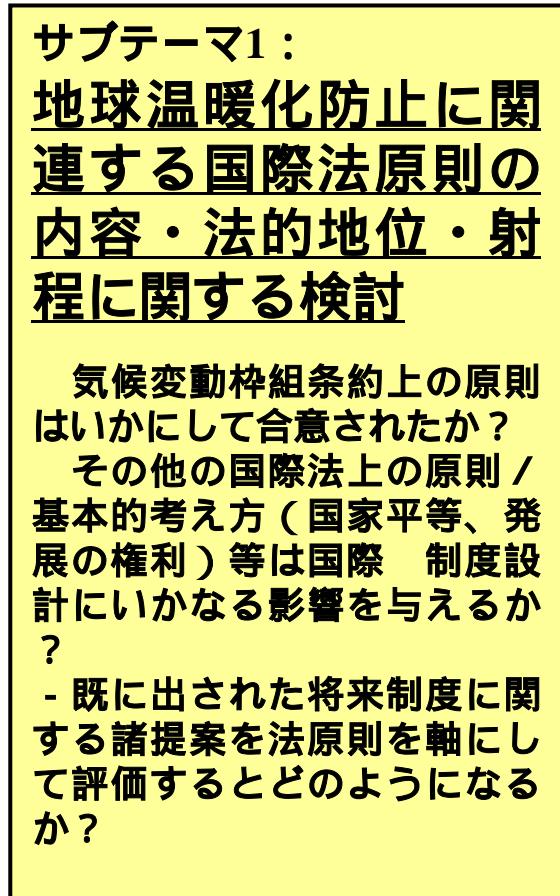
地球温暖化防止に関連する国際法原則の内容と射程に関する検討

（明治学院大学、龍谷大学、（独）国立環境研究所、（財）地球環境戦略研究機関）

主要国における地球温暖化防止に関連する法原則に関する検討

〔早稲田大学、立教大学、大宮法科大学院大学、東海大学、長崎大学、
（財）地球環境戦略研究機関〕

6. 研究のイメージ



連携して作業

サブテーマ1
の成果

サブテーマ2の
成果

関連諸分野（自然
科学、経済学等）
からの
インプット

中長期的な温暖化防止
のための
国際制度案の提示